

東京地裁判決を受けての市の対応に係る保護者説明会 会議録

日時：令和6年4月13日 午前9時33分～午前11時32分

会場：さくら保育園

参加者数：12人

○中島保育課長 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、東京地裁判決を受けての市の対応に係る保護者説明会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めます保育課長の中島と申します。よろしくお願いいたします。

お時間過ぎましたので始めさせていただければと思います。

最初に、本日の参加者をご紹介します。

市長の白井でございます。

○白井市長 白井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○中島保育課長 副市長の神山でございます。

○神山副市長 神山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島保育課長 子ども家庭部長の堤でございます。

○堤子ども家庭部長 堤です。よろしくお願いいたします。

○中島保育課長 保育施策調整担当課長の吉田でございます。

○吉田保育施策調整担当課長 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○中島保育課長 また、本日は、さくら保育園の園長含め園の職員、保育課の職員のほうも同席をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

説明会の前にご案内をさせていただきます。

まず1点、携帯電話やスマートフォンなど音の鳴るものは電源をお切りくださいますよう、よろしくお願いいたします。また、マナーモードのご協力をよろしくお願いいたします。

2点目、個人のプライバシーへの配慮のため、参加者の方による動画や写真の撮影、音声の録音はご遠慮いただきますようお願いいたします。なお、本説明会については保育課のほうで録音させていただき、録音した音声を基に個人が特定できないように配慮した議事録を作成し、その後、市のホームページなどで公開をする予定となっております。

ますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料のほうを確認させていただきます。お手元の資料をご覧ください。本日の次第のほか、配付しております資料は2点となります。「東京地裁判決を受けての市の対応について」という資料、また、「小金井市立保育園の在り方検討委員会概要」という資料になります。不足等がございましたら、挙手にてお知らせください。

続きまして、お手元の次第をご覧くださいと思います。

本日の進行ですが、次第の2番と3番を一括してご説明させていただき、その後、次第の4としまして質疑応答の時間を取りたいと思っております。本日の説明会は1時間半の予定となっておりますので、円滑な議事進行にご協力のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っております。

次第の2、市長挨拶です。市長の白井より、ご挨拶をさせていただきます。

○白井市長 改めまして、市長の白井でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。日頃より小金井市の保育行政へのご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は2月22日に小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件に関する東京地裁判決を受けて、今日に至るまでの経過と今後の対応について、保護者の皆様へご説明する場として設定をいたしました。

限られた時間でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事の経過を含めて、この後、堤子ども家庭部長のほうから説明をさせていただきますが、まずは冒頭、私のほうから皆様へ2点、お詫びを申し上げたいと思っております。

まず1点目ですが、西岡前市長によってなされました公立保育園の「くりのみ」「さくら」2園の廃園を決める専決処分が、東京地裁判決では、これも詳しくは後ほど説明をいたしますが、専決処分は違法であるという判断がなされたところであります。

あくまで前市長のときに行ったこととはいえ、西岡さんは今はもう、市役所にはいらっしゃいませんので、私自身が小金井市長でありますことから、小金井市役所として違法と判断されるような専決処分を行ってしまったことについて、心からおわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

この専決処分によって、0歳・1歳の募集が既に停止し、2園の廃園が進んでまいりました。この専決処分には、あらゆる関係者の皆様に、言葉に尽くせない大きな影響があつ

たと認識してございます。

もう一点のお詫びですが、市立保育園の在り方の検討及び条例改正に時間を有することとでございます。東京地裁判決で、先ほど申し上げましたように専決処分は違法、条例は無効と、判決理由で示されておりますが、現在、私たちは条例改正を行い、今後の公立保育園の在り方とともに、課題の整理を踏まえた上で条例改正をする手続を想定して動いております。

これには、大変申し訳ありませんが、一定の時間がかかることとなります。

私自身の市長選挙での公約では、専決処分された条例と、新たな保育業務の見直し方針、いわゆる廃園方針、この撤回というのを掲げておったところとございますが、現段階において、保育士体制や園施設の老朽化を含めた、様々な市立保育園を取り巻く課題の整理と対応の整理が必要なことから、直ちに取り組むことができないことを、心よりお詫びを申し上げます。大変申し訳ございません。

説明の後、質疑の時間を取っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これまでの経過と市の対応について担当のほうから説明をさせていただきます。

○堤子ども家庭部長 それでは判決と、その判決を受けての市の対応について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料、2点ありますが、「東京地裁判決を受けての市の対応について」をご覧ください。

まず、判決についてのご説明ですが、2月22日に東京地裁第51部のほうで判決が出されています。その判決は、資料のとおり5点から成っています。

まず1点目は、その専決した条例制定処分の取消し等についての訴えについて却下するというものです。却下というのは、いわゆる門前払いでございます、その内容に立ち入る前に、この訴訟の要件ではないということで退けられたというものです。

2点目が、さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消すということです。その理由のところ、専決処分が違法であり、専決された条例が無効であると述べられています。ですので、この条文の趣旨は、ただ取り消す、取り消すということは決定の前の入所の申請があつて、その審査をしている状態に戻るとのことなんです、その戻っている入所の審査について、専決前の条例に基づく考え方でやる、専決前の条例でやらなければいけないということも意味します。

3点目は、それを踏まえて、いわゆる賠償金として10万円及び、令和4年9月29日からの年3分の割合による金員、いわゆる利息を含めて支払えというものです。

4点目は、それ以外の請求は棄却する。棄却というのは、内容を含めて退けられたということでもあります。

5点目は訴訟費用の分担について定められているということです。

この意味で、ちょっと分かりにくいところもありますけれども、1点目の訴えは却下されている。その上で、2点目、3点目等として原告の訴えが認められているわけです。また、専決が違法であり、専決された条例が無効であるという裁判所の考え方が示されています。

ただ、基本的にはこの訴訟が、原告の方が小金井市、行政を訴えて行われたものですので、この部分、2点目以下の部分が、原告と小金井市の間で生じてくるということで、それ以外の第三者に、直ちに端的に言えば専決前の条例で対応するという、法的義務を生じさせるものではない。そこは、政策的な、裁判所から違法、無効だから、そこに対応しろというのが行政に、議会も含めて小金井市に投げられていて、その上で、どう対応するか政策的な判断になってくる。直ちに法的義務がないところで、どう判断して、どう動くかということになってくるということです。

これに対して、3月5日に市議会本会議で市長報告をさせていただきました。その趣旨は、控訴はしないということでございます。その理由として、白井市長の強い思いというのを含めて2点ございまして、一つは原告の方、そして、そのお子さんを、これ以上不安定な立場に置けないと。かなり厳しい状態で、もちろん訴訟に臨んでいらした、戦われたということもございまして、そのお子さんを、やはり預かっていくということが必要であると考えます。

2点目は、前市長に対する、この違法、無効という考え方も示されていますが、その上での、この5点の判決について、市長として異議はないということでございます。

こちらに基づいて、控訴をしないといまして、3月7日がその期限でございますので、この判決が確定した、これが現在の状態です。

裏面のほうをご覧ください。

そして、市長報告の中で述べさせていただいている当面の対応としては、原告の方のお子さんについての入所の手続きを、専決された条例の前の条例に基づいて進めていくと。それから、金10万円及び利息等を支払うということが対応ですが、それ以外のところ

で、募集をどうするかというところがございました。こちら、書かせていただいたとおりなんですが、同保育園について0歳児、1歳児の募集を再開し、その児童を受け入れるための安定的な保育体制を確保できない状態であると考えています。

令和6年、この段階ではまだ確定していなかったんですが、令和6年4月1日現在の、本来、小金井市の五つの公立保育園に配属されていないといけない保育士の数と、それから実際に今、配置されている保育士の数を差引すると、3月に僕は、十数人の見込みだと議会で申し上げたんですけど、4月1日で今計算して15人という状態です。

加えて、朝夕のパート、朝夕も有資格の方が2人いなければいけないという状態で、また、育児とかに当たっている保育士がいますので、そうすると短時間勤務をしている保育士の方もいますが、その方も含めて、必ず毎時間、定められた、また、小金井としてプラスアルファ決めた保育士の配置が必要だといったときに、15人では足りないという状態なんです。

この中で、クラスを設けて、その人数の募集をすることはできない。また、この間も欠員が広がっていったり、施設の老朽化は広がっていますので、ただ採用して、いきなり担任とかを任せられるか。小金井の、のびのびとした保育を守っていけるかということの不安というのがございまして、白井市長の選挙公約等々にも述べられていましたが、在り方を整理して財政とかも含めてやっていくというのを、手続の考え方としても、何よりも中身としても考えていく。そうした条例改正が必要だと考えた次第です。

それで、4点目のところと、あと、2枚目の資料のほうに入っていきますが、大変苦しいところではあるんですが、募集は再開できない。原告の方への対応は、何よりしたい。その上で、直ちに募集ができない中で、在り方の検討を進めていきたいということで、3月25日に議会のほうに上程をいたしまして、急ぎ、議会のご理解もいただいて、在り方の検討委員会の設置条例と、それから、そのための予算、経費についての補正予算をご理解いただいて可決いただいたと。1年前は否決されておりますが、このたびはご理解いただいたということです。

その在り方の検討が、どういう考え方やスケジュールでいくかということに入りたいと思います。

2枚目、「小金井市立保育園の在り方検討委員会概要」をご覧ください。

こちらは議会でお示した資料を、ほぼそのまま配布させていただいています。

目的は、1年前のときと変わらないわけですが、市立保育園を取り巻く課題を踏まえ

て、専門的かつ幅広い視点から、今後の市立保育園の役割及び在り方を検討する。どう
いうことが公立の保育園に求められ、それを様々な制約も五園連のほうに推薦をお願い
したいと考えていますが、市立保育園を利用する児童の保護者、こちらを2名以内。そ
れから公募市民、こちらは3名以内。市民参加条例で3割の公募というのが義務づけら
れています。あと、もう一つ、子育てに関する団体の代表者という方1名、合計10名
です。学識2名、それから保育の専門職者2名、保護者の方2名、公募市民3名、団体
の方1名の合計10名以内で構成して、市長の諮問に応じて、重要なことは役割と在り
方について検討するとしています。

そのための意見聴取を、どうやって市民の幅広い意見をいただくか。保護者の方の思
いをくみ上げるかというのを考えていまして、一つはアンケートです。保護者と市民の
方、それぞれに対して今回、ウェブアンケートを取らせていただきたいと思っています。
実際には、手が不自由な方とかについては郵送を含めた対応を考えたいと思っていま
すが、すぐ速報とか集計ができる、また、忙しい方でも、設問のつくりとか工夫が必要だ
と思いますが、回答がいろんな形、スマートフォンとかでもできるということでウェブ
アンケートでやりたいと思っています。

そのウェブアンケートの中で参加希望を伺いまして、市民ワークショップ、保護者
の方15人、それから一般の市民の方15人で30人というふうに今、考えていますが、
それを行う。

それから児童の方、お子さんについても、子どもの権利条例、それから子ども基本法
を踏まえると、しっかり意見を伺うということが大事なので、自分たちは保育園のこと
をどう思っているか、どういう場で過ごしていきたいかという思いや見方を聞き取れる
ようにというインタビューをするということを考えています。

スケジュールは、私も、それなりに様々な意見が出たりして検討が難しい審議会とか
をやったことがあります、かなりタイトに組んで1年はかかるだろうと思っています。
また、昨年、市議会のほうに在り方検討委員会の設置条例を上程して、何とか議会のご
理解を得られるようにといった中なんです、その中でも昨年は、1年ない8ヵ月とい
う検討期間を示したところ、これで本当に検討ができるのかという批判をかなり受けた
ところなので、何とか1年、それを、できるだけ最短でと思っていますが1年はかかる。
それでも、かなりタイトな議論になるだろうと思っています。

そのために、緊急で、通常の手順よりも急ぎ3月25日という最終日に議案を上程し

ました。4月から準備が始められるようにということですね。それでも委員の募集と、それから関係するプロポーザルのほうとかを通すと、初回は6月になる。それから1年間で何とか、令和7年5月に答申をいただき、市の方針を見直し、パブリックコメントを行い、また、説明会も必要だと思っています。条例案を上程するとなると、この5月に答申をいただいて、9月に第3回定例会に議案を上程して、条例のほうを正していくという流れになると。これでも、かなりタイトだと思っていますが、そこを詰めていきたいと思っています。

2の市民参加のところで述べましたウェブアンケートとしては、第1回、第2回の検討委員会でも中身を見ていただいた上で、8月に実施する。そうすると、次回には分析したものも含めてお出しできると考えています。

認可保育園という意味では、法制度的には公立と私立に違いはないところもございませう、制度上。ただ、そうはいっても、やはり公立に期待されているところ、民間の方が、必ずしも整い切れない可能性も含めれば、公立として市として、最低限、きちんと基本として整えていかないといけないこと、例えば医ケアの方とか障がいとか、特別な支援が特に必要な場合とか、また、場合によっては子ども家庭センター等との連携を、より密に行う場合に公立園のほうの方が安心だという思いも市民の方にはあるのかなと。

こういったことをまとめて、また、その一方で、園舎の老朽化とかということとか、保育士の確保はかなり厳しいんですが、それを、よい形で打開していくとかというふうな課題、「5つの課題」と呼んでいますが、その辺を、前半10月まで、前半でまとめたところを、ワークショップのほうに、こんなまとめ方というのは参加者の方に諮って、ここは分かる、ここは違う、こういうことはほかにも考えられるといったようなご意見をいただいて、続く議論の材料にしたいというふうに考えているわけです。

ちなみに「5つの課題」というのは、現在の新たな保育業務の総合的な見直し方針の中で述べられているんですが、一つ目が園舎の老朽化です。二つ目が、保育定員の適正化。端的に言えば子どもが減っていく中で、どういうふうに全体のバランスを取るか。3点目が、保育サービスの拡充に向けた人員と予算の確保です。先ほど申し上げました特別支援保育とかになってくるんですけど、そういうものの拡充とか。4点目は、小金井市特有の問題でもあるんですが、公立保育園に対しては一定の財政負担がかかる、ここに対して小金井市としてどう乗り越えるかですね。

公立保育園に対する予算は、国が制度を改正してしましまして、前にですね。国から

お金が来ることになっていたんですが、それが地方交付税で措置されてしまったんです。小金井は、地方交付税のもらえない不交付団体なものですから、その分、国から来ていないということになるんですね。

不交付団体だから、財政力はあるんだから大丈夫だろうというところなんでしょうけれども、小金井市は財政力1.0といいまして、かかる費用と税収等が入ってくる費用がとんとんの、本当にぎりぎりの不交付団体なんです。ですので、財政力のある不交付団体なら、その分が余力があると言えるでしょうけれども、小金井は、苦しいというところがあります。その辺も、しっかり公立保育を守っていくためには、乗り越えていく課題だということです。

5点目は、その中で5園維持は難しいことです。自治体経営の問題です。

原則、この五つの課題と、新しく公立保育園に求められる拡充の在り方として乗り越えていくというのを、こんな課題、こういうふうな在り方を考えたい、こういうふうな課題があるというのが前半、ワークショップをすところまで。そちらの上で、こんな考え方の組合せでやっていけるんじゃないかというのを考えていくのが後半で、5回、6回、7回とやっていって、その、例えば2案、3案という形でまとめたものを、またワークショップで、どう感じるか、思うか、理解できるかとかということ、幅広い意見、感想をいただいて、それを参考に委員会としてまとめて、より絞り込んでいただく。このように5、6、7回ワークショップ、そして8回の委員会として進めてまいります。

様々な心配とかが、公立保育園をこういうふうな大事にしていきたいという思いと、私立保育園とかを含めて、どうなってしまうんだろうという心配とか、高齢者福祉とかもどうなっていくんだろうという思いとかもあると思いますので、この辺をしっかりと整理をしていって、答申につなげて、そして市長にもご決断をいただいて、条例の見直しにつなげたいというのが、在り方検討委員会の内容です。

このようにご説明しても、本当にうまくいくのかというところの心配もあらうと思います。私も様々な市民参加を、この間、やってまいりましたが、今回が一番厳しい。いろんな意見をいただく、心配もあるということだと思っておりますけれども、だからこそ、子どもたちのために、ここで方向をしっかりつけたいと思っています。

判決の内容について、今、原告の方への対応をしている一方、在り方を検討して条例改正をしていくという必要があると考えていること。そして、在り方の検討については10人の、また、保護者代表の方2名も含めた委員会を設置して、これについて条例を

可決いただきましたので、6月から来年9月にかけてタイトな検討を進めて、令和7年9月の条例改正にしたいこと。

お時間をいただいて大変恐縮なんですけど、これでも相当、頑張っていて、市としてしっかりと今後につなげていくには最短の、かなりタイトな案だと考えているということでございます。

雑駁な説明で恐縮ですが、この後、質疑もいただいて、お答えしていきたいと思えます。私のほうからの説明は以上です。

【質疑応答】

○中島保育課長 次第の2と3のご説明をさせていただきました。

次第の4の質疑応答に入りたいと思います。

質疑につきましては、なるべく多くの方のご発言をいただきたいと思っております。形としまして、原則、一問一答の形でご質問いただいております。こういったやり方でやらせていただければと思いますので、ご理解をいただければと思います。

なお、ご発言に際しましては、お名前等は言っていたかなくて結構でございます。

それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。会場内の職員のほうがマイクをお渡ししますので、そちらのマイクのほうでご発言のほう、お願いいたします。

○参加者 すみません。説明していただいて、ありがとうございます。また、本日、このような場を設けていただいてありがとうございます。

一問一答ということなので、また後で質問しますが、質問の前に、今回の説明会で説明していただくこととか、あと、市長とか担当の部局のほうから説明していただくことに関しては、客観的に見て真実であるということが前提でよろしいでしょうか。

この後、これが何か変わるとか、この説明会で、こうは言ったけど、みたいなことはないということでもよろしいでしょうか。

その前提でちょっとお話を聞きたいんですけども、資料1のほう、判決の内容についてというところで、1番の却下するというのは、弁護士の説明会にも私、出たんですけども、これはあらかじめ分かっていたことなので、大したことではないというふうには私は感じています。

2番以下のことに関して、先ほど、堤部長からお話がありましたけれども、2番以下の専決前に戻るとい状態になるのは、原告に対してだけだというようなお話でした。判決内容では専決処分は違法で、専決処分自体は取り消されています。それから、廃園

条例は無効だよというふうな判決内容ですよ。普通に考えて、一般常識から考えると、原告にのみ、これが適用されるということは、私はちょっと一般的な常識を持っていると自分で思っているんですけど、あり得ないと思うんですね。

私たちは廃園条例があることによって、例えばご家庭によっては下の子が入れられないとか、あるいは転園せざるを得ないという状況になったわけですよ。東京地裁の判決で、廃園条例というのは無効なんです。ないんですというふうになっているのに、なぜ、小金井市が、これは原告にのみ適用されると判断されたのか。

判決文を、すごく難しかったんですけど、私も読みましたし、弁護士の説明会にも出ましたが、判決内容が原告にのみ適用されるという解釈を小金井市がしたことに対しては、弁護士が非常にびっくりしていました。こういうことを言うんだって。私もすごくびっくりしました。

今日、ぜひ聞きたいのは、どこを、判決文のどこをもって原告にのみ適用されると判断されたのか。そこを、ぜひ聞きたいです。まず、1点目、そこだけお答えいただけますでしょうか。

○堤子ども家庭部長　こちらって分かりにくいところなんですけれども、行政手続訴訟法の第33条1項というのがございまして、その効力がどこに及ぶのかという規定がされています。それが、「その事件について」という規定が置かれているんですね。その条文の細かい資料を持ってきていなくて恐縮なんです。

「その事件について」というのは、これは訴訟ですので、原告と被告である行政があるわけですが、その事件に関係する原告と被告の関係において、今回で言えば、その主文の2の部分ということになりますので、主文の2の部分については利用不可の決定のことです。について適用されるということになります。

そういう意味で、こちらの新聞等の報道でも解説があったというふうに記憶してはいますが、この判決の直接的な効力が主文の2と3ということになってきますけれども、原告にのみ及ぶと。ですので、直ちに第三者、原告以外の第三者に効力を生じさせるわけではない。その上で、政策としてどうするのかというのを突きつけられている、もちろん向き合わなきゃいけない問題なんですけれども、法的にはそういうふうに理解するというのは、行政訴訟手続そのものの問題ではありますけれども、法務のほうでも、それが基本的な理解というふうに認識しているものです。

我々のほうも法務担当と、法務担当を通してということになりますけど、法務担当か

ら顧問弁護士のほうにも確認して、そのような見解だということを確認しているところで
す。

以上です。

それから、我々が原告の訴訟代理人の方とお話しした中でも、判決の効力が原告にし
か及ばないというのは、だけれども、先ほど申し上げたように政策的にどうなんだ、た
だ、政策としてできるかというところが、それは難しいというのは我々自身の判断にな
ってしまうというふうになっています。

○白井市長 すみません、ちょっと補足しますと、ただし、とはいえ、判決の理由中に、専決処分
は違法であり条例は無効であるということが明確に示されているのは事実ですので、
我々はそれも、しっかり受け止めないといけないと。

ですので、本来であれば速やかに、条例改正をしなければならないと私たちは考えて
おり、それも議会でも、ちゃんと説明はしてまいりました。

ただし、大変申し訳ないですけども、今すぐに、ちょっと条例改正ができる状況で
はないというのは、先ほど私と、堤部長のほうから説明をさせていただいたとおりであ
ります。

というので、ちょっと判決の解釈については今、堤部長のほうから説明をさせていた
だきましたが、だからといって、そのままいいとは思っていないということも、我々
としては受け止め、じゃあ、どう条例改正できるかということ考えた上で、対応とし
ては先ほど説明させていただいた内容になってしまいますということでございます。

○堤子ども家庭部長 補足の補足で申し訳ないんですけど、すみません、何度も。

そういう意味で、市長としても公約のことがありますし、私も条例、判決を読んで、
ここは、基本、無効だというふうに指摘されていますので、それで、条例を専決前の条
例まで戻す条例案を出すというところから、市としても検討しました。

ただ、その中で、これだけの欠員とかがある。直ちに採用できるとは難しい上に、採
用できたとしても担任とかを、すぐ任せられるわけではないし、普通退職とかも一定数
出ている中で、その人数を保ち続けるのかというのは、かなりハードルが高いところ
があります。

そういった実現できるのか分からない条例を、定数を前に戻すということは、それに
ふさわしい体制を取るということが、市長の名前で、自分で出した条例、自分ができる
かという話になってくるんですね。

そういった条例を出すのは、法的にもいかなものかというふうなところが、市役所内でも強く出されるところで、このような対応と、せざるを得ないというふうになったという経過があります。

○中島保育課長 そのほか、ご質問等がある方は、挙手をお願いいたします。

すみません。じゃあ、前の方。

○参加者 ありがとうございます。今の法的な解釈とかの話は理解ができるところで、ありがとうございました。その上で、政策的な判断をしていただくという意味では、基本的にどいう解釈であれ、一致した展開になっていくのかなというふうに思っています。

その上で、今、お話をいただいていた市の取組、保護者、市民の巻き込み方、また、論点、課題の共有、また、その上でワークショップが開かれる流れかと思うんですけども、やはり、どうしても課題が、今、現状、ほぼ大枠な概要として見えている状況の中で、それが市民のワークショップに共有されるのが今年の予定で10月、ワークショップ等が展開されていくのが来年の3月ということで、もう少し、この辺り、概要と課題と論点が、かなり概要として見えている状況、当然、これから増えていくとか、見えていない論点が出てきたということがあるかもしれないですが、これを、もう少し、今の状況で市として検討ができて、かなり精査できているのであれば、これをもう少し短縮できるやり方がないのかなというふうに、ちょっと思ったりするんですけど、どうかなというふうに思っております。いかがでしょうか。

○堤子ども家庭部長 どのように短縮できるかというのは、僕も、夜眠れなくなるぐらい考えてみたんです。

どんな、まず、在り方については、市は、以前の説明としては、認可保育園としては公立と私立には差がないという考えが強くあります。それに対して今、どういう立ち位置に立っているかという、認可保育園という制度は立って同じでも、やはり、公立に期待されるものもあるだろうというところに立っているわけですね。

そういった点を、市は固めていく必要がある。ただ、この部分は、既に他市でも検討されていますので、そこをベースとして共通するようなところ、小金井市としてはもう少し肉づけしたりしたらいいだろうことという形で論点を示すことで、初回とか第2回委員会になりますけれど、密度の濃い議論ができるかなと。そういう形で短縮をします。

そうやって、在り方検討委員会のほうで、こうではないかと思ったことをアンケートの中で検証するという形で、市民全体としても、そういうふうな受け止め方になるよね

というのをもらって、次の議論につなげたいと思っています。

課題についてのところは「5つの課題」プラス、その新たな拡充をどうするかということでは、ある程度、こんな課題があるというのは見えているということになりますが、それでも僕ら、当事者として役所内でやっていく上でも、幾つか難しい点があります。

一つが、やはり保育士を、どう安定的にしっかり確保していくか。そのためには、なおさら、在り方とかも大事なんですけど、小金井は、こういう公立園で大事な保育をしていて、小金井の給料が特に高いわけとかではないけど、こんな小金井の保育園で働きたいと思っただけの状態にすることが大事だと考えています。公務員としての公正な採用という中で、保育士だけ、どういう特段のことができるかというのは、なかなか縛りというか難しさなんですけど、そこも踏み込んでいかなきゃいけないというのが、この間、どうしても欠員を止められなかった中ではあります。

それから、建物のこともそうなんですけど、結局、今現在は3園については特に考えられていない。段階的に縮小する方針になってしまっているからですね。さらに、そういう意味では改修をどうするかですが、その上で、その3園について残す園ができてくるとなっても、それは市の基本的な考え方では長寿命化になっています。

本当に、これだけ傷んできた建物が長寿命化に耐えられるのかということも考えなければいけない。そして、そのためのお金というのは、必要なものなんですけど、必要なお金を、どう確保するかという話になります。

それから、また、新たなサービスの拡充のほうの例で言えば、今、巡回保育支援チームをつくらうとしているわけですね。民間園との関係づくりの中で、お互いに学び合ったり連携する関係をつくる。

ただ、去年、いろいろありました。私立園をめぐって。そうすると、やはり指導検査ということも考えていかなければいけないという段階であります。

経理を含めると専門家を5人とか都はそろえていて、都と市で合同検査をやっているというのが今の実態なんですけど、これを、やはり民間認可園だけでも39園あるとなると、単独でもできるようにしないと、1年、2年に一遍というペースに持っていけないわけですね。

こういったこともやっていかなきゃいけないとなると、おっしゃるとおり、「5つの課題」というのを、これだけで延々、議論できるんですが、これは、ある程度見えているところがあるから2回とかでやろうとしているんですが、今、言ったような論点があ

のために、もう、これだよねと確認して終わりというふうに行くには、論点、課題があるかなど。

そういう意味で、どうやったら短く議論できるか考えたら、この2回でやるというのが、僕の全力で、あと、そういったファシリテーションが得意なコンサルタントさんの助力を得て、こういう資料の見せ方の中で議論がかみ合ってくるんだとやっても、かかるかなと思っている次第です。

○中島保育課長 そのほか、ご発言がありましたら。

○参加者 先ほど、保育士の募集を再開するのに時間がかかるという部分のところを教えてください。だきたいんですけども、保育士が15人足りないということなんですけれども、この15人は、何を基準に15人というのを出したのかなというのが、まず一つ、気になっていて、定員がもちろん、保育園それぞれあって、その保育園の定員いっぱいまで受け入れられないということなのか、一人、二人とか、二、三人だけでも受け入れられないのかということ、すごく気になっていて。

特に、さくらは、この数年、定員がいっぱいになるということではなくて、入ってくる人数もすごく少なかったんで、そんなに何十人も入ってくるような需要はないのかなど思っています。

先ほど、堤さんが言われたように、保育士を新しく雇っても、すぐに担任を任せられないということなら、なおさら数人受け入れて、その間に教育するべきなんじゃないかなど思っています。

市のやり方を見ていると、何か遅いというか、やり方が。そういうのがあるので、少人数であれば、ちょっとずつ1対1で教えられることもあるのかなと思うし、たくさん園児が来るわけでもないと思うので、ちょっとずつ採用して保育士を育てていくということができないのかなど。

このスケジュールを見ると、令和7年の5月まで誰も入らないというのは、ちょっと保育園としてどうなのかなというのが、すごくあるので、その部分はどう考えているのかなど。全く入れないつもりなのか、保育士がちょっとでも採用できれば、その都度、一人、二人と入園できる状況をつくれるのかなどというのが、すごく気になっています。

○堤子ども家庭部長 今のご疑問点、ごもっともだと思います。その上で、本当に今、どういう状態なのか説明したいんですけど、まず、この原告の方の対応という意味でも、1歳児の方を何人受入れ可能かと、そこが、結局、原告の方のお子さんお一人を何とかというのでい

っぱいだということなんです。

言い方を変えれば、1人の保育士が見られる数というよりも、1クラスでもつくれないか。そうすれば、ほかのお子さんも合わせて受け入れられるのではないかということ、我々も、もちろん考えるわけなんです。

そのときに必要な保育士の数は、端的に言えば2人、保育士1人で見られる人数は年齢によって基準人数があるわけですがけれども、それについても休憩とか休暇とかもありますので、やはり1クラスつくとすれば2人は必要になると考えています。2人の確保、生み出しができるかということで、結論的に、それすら難しいんだというのが今、我々が直面しているところなんです。

15人というのが、今、どういう、認可基準だと、各年齢ごとに何人見れる、何人のお子さんの定員に対して保育士が何人必要であるというのがあります。それに加えて小金井市の場合は、端的に言えば保育士の配置が多いということになりますけれども、職場の考えと経営の考え方を組み合わせて、のびのびとした小金井の保育、言い方を変えればお散歩とかも含めて、これだけしっかりできるようにというので、ちょっとプラスの部分も含めてやってきました。

ただ、それも小金井においては当たり前でできている保育として、当然のものなんだと思うんです。言い方を変えれば、何とか2人を剥がしてでも持ってくるということは、今、どこかのクラスでできている何かができなくなるということに直面するという事なんです。

去年、大変申し訳なかったんですが、3月のところのお散歩とか連絡帳、それから去年夏からにかけては、欠員の関係で月の募集をさくら保育園止めていたりするんですが、去年もそういうぎりぎりの中でやっている。それに加えて欠員が、足りない人数がさらに増えているということなんです。

今、小金井市は確かにこの春でも8人の新入の保育士を採用しています。5園に対して8人の中で、既に何かいろいろ起きて、その中で、先輩保育士のほうで意欲、難しさや意欲を持っている新人の保育士さんが頑張ってくれているのを教育しながら、次の体制をつくらうとしているということなんです。

今年も8人採用して、採っているんですけど、それが欠員を抱える職場の中でいっばいな状態にあります。何と云っても、自分自身の子育て中の保育士とかも多い中ですから、その中で、しっかりと自分の子どもも、それから園児の皆さんも、保育ができるよ

うにというところでは、ぎりぎりのところになっていて。実際には朝夕の部分とかが、特定というか、そういうところで何とか対応してくれる保育士の方に負担がかかるということがありますので、この2人というのが難しい状態にある。そういうふうな考え方にあるところです。

中島課長、補足があればお願いします。

○中島保育課長 先ほど、15名のお話なんですけど、5園全体でという形になります。

一応は、各保育園のほうに配置をしたいと思っているんだけど、採用ができない部分以外でも、育児休業を取っている職員の代替の職員が配置できていないとか、個別の事情で言うと長期の病気の休暇に入ってしまった職員の代わりの職員が配置できていないとか、そういった部分を加味して、今申し上げた15人という形になっています。

これはあくまで、正規の職員という形での人数だのご理解いただければと思います。皆さんのほうで、日々、保育園とかご利用されていてご存じだと思うんですけど、日々の保育をやるに当たっては、例えば配慮が必要なお子様には、担任プラス別で加配という形で職員をつけさせていただいたりしています。

また、保育園は今、平成27年度から預かり時間が、基本原則、まずは11時間、小金井の保育園の開所時間の設定でいくと、朝の7時から18時までが基本の、標準の時間の認定の方のご利用時間になっているんですけど、どうしても地方公務員の保育士は一日の労働時間としては基本は7時間45分になるので、11時間保育を担保するには、皆さんご存じの朝の方、朝のパートの方、夕方のパートの方という方たちでマンパワーを補填しながら、預かり時間を確保しています。

そういった朝の方、夕方の方の欠員も、実は多くなっているんですけども、先ほど申し上げた15人には入っていない部分だというのは、ちょっとご理解いただければと思います。

あとは、配慮が必要なお子さんに、本当は1対1で職員をつけたい、探しているけれども、そこが見つからないという部分での欠員も多いというのが、今、5園全体で起きている状況だということをご理解いただければと思います。

補足は以上です。

○参加者 すみません。そうしたら、その15人が採用できれば、すぐに再開できるということなんですか。

でも、非常勤は足りないということなんですよね。だから、結局、何人いたら募集を

再開できるのかというのが、聞いていて全く分からないですし。

じゃあ、5園で15人足りなくて、ということは各園3人ぐらいということですよ、足りないのが。3人足りないのが0歳児、1歳児のクラスが足りないのか、0歳から5歳までのクラス合わせて3人足りないのかというのが、何か、もやっとしているというか、理解できないんですけども。

○中島保育課長 さくら保育園で言いますと、今、4月1日で実際に勤務できている正規の保育士の数は10人になります。その10人は園長を含めてです。幼児クラスが2クラス編制になりましたから、そちらの担任。あとは0・1は今、現状いない形になっていますので、2歳クラスの担任。この10人で基本、ぎりぎりになっています。

過去、縮小、廃園を進める前の0歳・1歳のクラスを設けていたときには、そこにそれぞれ担任3人とか充てていたんですけども、さくらに関して言えば、今、実勤務の保育士は10人になりますので、この状態で、じゃあ、0歳・1歳を復活させるとしたら、最低でも各クラス3人ずつの担任を置かなければいけないという状況にはなります。

まず、さくら保育園に特化したお答えになります。先ほど、部長が申し上げたように、採用ができたとしても、またすぐ、どなたかが育児休暇だったり、普通退職だったり、病気休暇だったり、そういう勤務ができない状態になってしまったときにすぐ補充する方策というのが、現状、うまく機能していません。それは、確保の問題になります。

ですので、採用すればすぐできるんじゃないかではなくて、採用を含めた安定的に職員が保育に当たれる体制を、どう取れるかというところが、今、問題になっていると。

採用だけが問題かと言われると、そちらのほうだけではなくて、先ほど話題に上がっていますが「5つの課題」、0歳・1歳を採用、募集再開をしていくなれば、今現状、市のほうの計画では、さくら保育園、くりのみ保育園は、令和9年度末、令和10年3月31日で一旦閉める形の計画になっていましたので、建物のほうの維持や修繕を含めて、そこを前提の計画になっています。

もし、募集再開をするとすると、その令和9年以降、令和10年以降も建物を使い続けるというときに、どう修繕するか、場合によって建て替えをやっていくお金の計画は、市の財政計画上、工面されていないんですね。

ですので、市の職員の採用だけではなくて、そういった募集を再開するということは、違った側面でのお金の計画も、市として全体として手だてをしないと再開ができないというのが現状、市が置かれた状況になっています。

ちょっと分かりにくいですね。分からなかったら、もう一度、ご質問等にいただければと思います。

○参加者 はい、ありがとうございます。

○堤子ども家庭部長部長 ちょっといいですか。それで、我々としても、もっと詰めて考えなきゃいけないということには尽きるんですけど、例えばクラス担任として、全体として8人ぐらい保育士を確保すれば、一定の数の募集再開ができるのかということなわけなんです。

それに対して、僕らが難しさを感じているのは、結局、小金井の大事にしてきた、のびのびとした保育、子どもの主体性を大事にするのに、例えばほかの保育園であれば一斉にやるようなものを、子ども一人一人の対応を大事にしていますよね。そういった対応力を身につけていけるかというのが、今年、優秀で意欲あふれる保育士が8人採れたのでよかったですけど、実際には採用の中で、そこも苦しさを感ずるわけなんです。

恐らく、働いてみたら自分は小金井は、結構大変だなと思う新人の方も出てしまうかもしれない。そういう中で言うと、どう、なじんで覚えてもらって、あえて言えば自信を持って担任をやってくれる方を育てられるのかということに直面しています。

もっと言えば、子ども家庭部長である僕としては、今、本当に責任感を持って当たってくれる5人の園長と5人の主査がやってくれていますけど、その次の世代をどうするか、ぜひ担ってほしいとかという、そういうところも心配をしているような状態で、頭数を欠くことが一つは心配ですが、もう一つ、このぎりぎり担任体制とかをやっている中で、ほかの、今あるクラスを損なわないでできるのかという、意欲、能力と自信みたいなのも課題だと思っています。

その心配を、僕らも、それから、子どもを預かってくださっている園長先生をはじめとして、中堅、ベテランの先生方も思っているというところなんです。

○参加者 今、保育士さんの定員についての話になるんですけども、そもそも、自分が新規で保育士として入ろうと思ったときに、存続が決まっていない園に、わざわざ入りたいという保育士さんって、なかなか少ないんじゃないかなと思っていて、まず、存続することによって新規採用者が増えるんじゃないかなというふうに、まず、私は考えています。

今の、ちょっと説明の中で確認したいんですけど、小金井市としては、配置基準より多く先生方を充ててくださっているというのは、すごい、僕もそこは評価できて、公立保育園ならではの、すばらしいところだなと思うんですけども、逆に言ったら、国が決める配置基準ぎりぎり運営しようと思えば、今の保育士さんで足りるんでしょうか。

○中島保育課長 ちょっと誤解があるので。

すみません、小金井市が大切にしている保育で、今、部長のほうが小金井なりに、ゆとりを持ってという発言はしましたけれども、もともと各クラスの市の条例上の定員に基づいてお預かりするお子さんの人数から、国の基準に基づいて配置している職員に余裕があるわけではないんです。

もともと、細かい数字はちょっと割愛しますが、5園全体で小金井市のほうとしては、もともと正規職員の保育士93人が定数です。その93人で、各保育園で、担任とかを配置すると、ほぼ余裕はないわけです。

具体的に申し上げますと、さくら保育園であれば、もともと縮小、廃園もなくて、本当に欠員もなければ、正規の保育士は園長を含めて17人。17人で、もともとのクラス編制で言いますと、0歳が9人、1歳14人、2歳18人、3・4・5歳24人ずつをお預かりするんですけれども、じゃあ、その配分ってどうなっているかという、0歳クラスは9人なので、1対3の基準に基づいて3人担任を置きます。1歳の14人も配置基準としては1対6なので、それを割り返すと14人を、小数点でいくと2.333とか。人は小数点で割れませんので、2.3とかであれば1歳クラスも3人置きました。2歳においても18人、これは、2歳も配置基準が1対6なので、6で割り返すと3人置いています。

ですので、乳児クラスは、各学年に、さくら保育園、基本の考え方であれば3人ずつ、3・3・3と置いて、ここで既に9人。幼児クラスは3クラス異年齢でやっていたのが、こちらはちょっと配置基準が1人の保育士で見れる子どもの数が増えます。この4月は、さらに増えて、3歳が1対15、4・5歳が1対25なんですけれども、これを案文すると、それを1.何という小数点になるので、各クラスに担任2人ずつ置きます。3クラスなので、ここで6人、まず、学年のクラスの担任として基本置く職員ですね。

さくらで考えれば乳児で9人、幼児で6人、ここでもう、既に15人、基準に基づいて置きます。プラス、園長が1人で、やはり担任、何かあるといけませんし、そこを埋めるためにフリーという扱いで1人、ポジションを置いています。そこで、もう17人なんです。

それで、もともと縮小、廃園が進む前なんですけれども、さくら保育園はそういう形で、別に国基準より、すごく潤沢に職員がいて、それをやっているというよりは、基準をしっかり守ってやっていく形を、そういうクラスの人数から割り返すと組んでいたの

が実態になります。

先ほど私、申し上げましたが、さくら保育園は現在、名簿上はいるけれども、例えばお休みしている人とか、5園全体で15人いますとは言いました。さくら保育園で今、実際に4月1日時点で勤務、実勤務できている職員数が10人になります。その10人のところについては、0歳、1歳のところがクラスがないことで3人ずつ、まず、少なくなっているのが一つ。

そういった部分で実勤務のところと、もともとの定員のご紹介を一つしておきます。なので、もう一度話を戻しますけど、小金井市の公立保育園は、別に国基準よりも、すごく潤沢に職員を置いているわけではないというのは、ご理解をいただければと思います。それは、くりのみ保育園や小金井保育園、わかたけ保育園、けやき保育園も同様になります。

小金井保育園とけやき保育園で言えば、保育士数が基準より多くいますけれども、その2園については通常の保育園業務プラスアルファで、一時保育業務という別サービスをやっていますので、そういった部分で職員数が、多くなっている実態があるというのも、ちょっとご理解をいただければと思います。

なので、まずは、余力があってやっていたわけではないところは、ご理解をいただければと思います。

○堤子ども家庭部長 僕の説明が悪くてすみません。基準のところから、端数の部分はともかく余裕はないという状態なので、そこは説明がちょっとずれていて、すみません。

○中島保育課長 すみません。ちょっと私の説明も分かりにくければ、またご質問とかでいただければと思います。

ご発言のある方、挙手で。

○参加者 すみません、分かりやすい説明、ありがとうございました。

恐らく、保育士の人員の確保というところが、すごく大きな、こういう判決が出た後でも、やはり現実的に保育士が確保できないというところが、市としても、すごく悩ましい部分だなというふうな感じはしているんですけども。

正規の職員と、あと、会計年度ですかね。年度ごとに契約をされる職員の方の保育、担任のつき方だとか、あと、保育の補助、サポートするようなフリーの保育士だったりとか、その配置というのは、恐らく担任は正規の職員でなければいけないとかというのはあると思うんですけども、そこをフレキシブルにできるのかなというのが、疑問の

一つで。

すごく多分、やはり正規職員でなければできないところというのが、すごく多いのかなというふうには感じているんですけども、どこか、何かしらの部分を、もう少しフレキシブルにできるのかどうかというのが、ちょっと疑問です。

そこを柔軟な対応ができれば、もう少し……。

○堤子ども家庭部長 やりようがある。

○参加者 はい、できるのかなというふうには、ちょっと感じました。

すごく現実的には職員の採用とか、あと、突発的な病欠だったりとか産休、育休というのが生じてくるのは、すごく、どこの会社でもそうですし、分かるんですけども、その分、会計年度であったりとか、あと、育休の代替とかという職員をフレキシブルに配置したりとか、そういうことができないのかなというのは、少し素人としては思うところです。いかがでしょうか。

○中島保育課長 担任を、例えば会計年度の方でやれないかとか、そういった、一つの考え方としてあるかもしれないですけども、それで実際の預かりとか、園のクラスの運営、お子さんの安全で安心なお預かりが維持できるかというところは、すみません、そちらのところについては、現状、ちょっとお答えが難しいです。

何より、会計年度任用職員という制度自体でお伝えすると、どうしても雇用期間が限定になったり、今現状、正規職員でも普通退職があるんですけど、会計年度任用職員の方は、より期間の縛りがあつたりすると、例えばほかに常勤のお仕事、別のお仕事に移られるとか、人が代わるリスクというのは正規職員よりも上がってしまいます。

ですので、1年通して、基本的には保育園では各クラスの担任は安定してクラス運営をやるのが、よい方向につながると私たちは思っていますし、そういった部分で正規以外の方を担任に組み込んでいくというのは、今、大前提としては、原則考えていないです。

フレキシブルな活用、確かに通常の企業とか市役所の事務職場であれば当然起こり得る考え方で、私たちもやっておりますけれども、お子さんをお預かりする、なおかつ私たち、市の直営で公立保育園をやっていますけれども、そこで大事にしてきた保育を、まずやっていく前提では、その考えが難しいのが一つ。繰り返しになりますけれども、育児休業とかの代替職員も、今、職員課のほうで採用試験をずっとやり続けています。育児休業代替職員も、試験をずっと、昨年1年間もかけ続けてきた状況です。

都内の保育園全体でもそうなんですけれども、各民間保育園でも保育士さんが、実は足りなくて、通常であれば東京都に届け出ている認可定員、本来、民間保育園さんでも、この建物で何人預かれるというキャパを持っているから開設したんだけど、保育士さんがいないから、その分、募集が出せませんという園が小金井市内、ひいては都内でも多く出ています。

現状、そういった部分について、どういう理由で助かっているかという、小金井市内のほう、今、お子さんの出生数が減っています。この4月で公立、民間合わせてですけど、0歳児は大体60人ほど、まだ空きがあつて、5月に向けて募集が出ているような状態になります。各保育園のそういう保育士さんが不足している部分は、その0歳児の実態の空き状況で受入れを減らすとか、あとは幼児クラスも小金井市内の保育園、3・4・5歳クラスも大きく空きがあるので、そういった部分で、減っている児童数で何とか保育士さんの欠員分をカバーして、何とか園運営をやっているというのが、民間も合わせての状況になっています。

そういった中で、先ほどもおっしゃっていただきましたが、閉めるような保育園に働きたいと思う人はいないんじゃないかとか、当然、そういうご意見もあると思いますけれども、そういった中で私たち小金井市が、どう職員確保をやっているか、それは正規に限らずですけど、そういった部分の取組は、当然、市の責任としてやっていかなければいけないところです。

○白井市長　　ちょっと補足しますけど、最後のところなんですけれども、さっき後ろの方も、廃園になる、閉まる保育園で働きたいと思う人はいないんじゃないのというような、本当にそれは、もう、そのとおりとしか言いようがないと思います。

今、小金井市としては、いわゆる廃園方針、保育教育の新たな見直しの方針とありますけれども、その中で今、わかたけ保育園を含めて3園を廃園にする。ただ、2園については継続ということが、どこかにちょっと書いていたりとか、廃園の説明会で前西岡市長も、2園は継続しますよと言っていたんですけど、継続というのは、いつかなくなることもあるという、そういう意味合いも含めているんじゃないかなと、私はずっと感じていたんですね。

公立保育園、小金井市としては公立保育園の役割、在り方について、明確に学識を含めて議論したアウトプットとその方針というものはないんですね。ここはずっと問題だというのは、私は市議会議員のときから指摘をしてきたところです。首長もしくは、そ

のときの状況によって公立保育園をゼロにすることもできてしまう現状が、今、小金井市にはあります。

ですので、その在り方の検討につきましては、その結果として公立保育園、じゃあ、何園、どのように、例えば維持していくのか、どれぐらいお金を出して維持していくのかというのは、今、私としてはお答えできませんけれども、逆に言うと、何園、こういう役割をつけて、役割を果たすために何園、公立保育園として小金井市もしっかり残していくんだという位置づけにもなるのが、今回の在り方の検討にもなると、私は考えているんですね。そういう意味でも、それをしっかりやらないといけない。

結局、それがないから、廃園する対象は園だけではなく、小金井市の保育行政に対する保育士の方々、これから保育士になりたいという方々の印象というものが、もしかしたらよろしくないのではないかなと思っているところですので、今の保育は本当に皆さん、保護者の皆さんにとっては本当に大事だとは思いますが、それだけではなく、やっぱり中長期的に小金井市として、どう、公立保育園を行政としてしっかりと、市全体の保育の質に係ると僕は思っていますので、公立保育園の役割というのは、でするので、それをどう、しっかりと位置づけていくかということ、今、やっぱりここで整理をしないとけないという思いもあって、今回、結果的に在り方の検討を、ちょっと1年少し時間をかけてやることになりましたが、進めていきたいという思いもあるということだけ、改めてお伝えをしておきます。

○堤子ども家庭部長 すみません、行政側になると思うので申し訳ないですが、そのフレキシブルというやつです。

実際には、欠員が多かった中で、担任は正規で配置が難しかったとかということが、5園の中では生じました。その中で、任期付や会計年度の方に頑張って、園長先生のフォローの下でなんですけど。

でも、そうすると結局、処遇の問題で、これは正規の仕事じゃないのとかは難しいんですね。というのは、民間なら、例えば時給とか手当を細かくつければできるんですが、自治体では、これが条例で、他市との均衡で決まっているので、そういうのをやってくれる方を手当を、月額ならつける、時給なら時給を上げるというのができないわけなんです。もう、1種類しか決まっていないからです。

そういう、その中で、やはり同じ会計年度、同じ任期付の中での役割が違うことが、率直に言うと続けていただけるかとかということに直面したとかということもあって、

フォローし合うというような意味での柔軟な対応は考えなきゃいけないですけど、役割を崩すのが、やはり公立は難しいなという中で、それを逆に、固さをしっかりした保育、役割、責任につなげるしかないという苦しさを抱えているんです。申し訳ありません。

○参加者 すみません、最後。

恐らく今年、今年度、8人入ったということは、廃園のこういう問題が起きているにもかかわらず8人入ったということで、私は、いい結果になったなというふうに思っていて、それでも8人入ってくれた。いろんな事情があるにせよ、小金井市を選んで入ってくれたということは、すごくいい兆候かなというふうに思っていて、恐らく、何かしらの魅力があったりとか、定員の問題もあったりとかはするかとは思いますが、決して絶望的な状況ではないのかなというふうには感じていて。

なので、これからもっと様々な考えを持った方の意見を、この在り方委員会で意見を聞きながら、どういうふうに保育士を、すばらしい人材を確保していくかというところが、非常に肝かなというふうに思っています。

こんな大変な課題を抱えた小金井市の保育、保育士になってくれたというのは、私だったらすごく、びっくりというか、なので、そうですね、恐らく希望はあるのかなというふうに感じているので、ぜひ、頑張ってもらいたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○中島保育課長 じゃあ、前の方。

○参加者 すみません。さくら保育園で3人、ここで見ていただいています、一番上はもう、小学生に上がっているんですけども、この廃園条例が来る前は、さくら保育園は民営化するかどうかというのを30年間やっていて、その中で、何か、おっしゃっていたように民間と市立の、公立の保育園の違いはないというふうにちょっと聞いて、保護者のほうでは、いや、そんなことはないだろうということで、何でしたっけ、のびゆくすこやか何とかプランというのが……。

○堤子ども家庭部長 すこやか保育ビジョンですね。

○参加者 ビジョンですかね。それで、保護者を含めてやっていただいて、それで公立の意義というのを、どうにか策定というか、まとめてきてほしいというふうなものがあったので、その中で今回の、こういう契機があって公立保育園の在り方の問題提起というか、そういう会議が学者さんとかも含めて行われるというのは、とても、すごい進歩だなと思うんですけど、正直、じくじたる思いが。

何で、あのときにやってくれなかったのかというのが。民営化の問題で30年間やっていて、それで、その中で、この公立保育園の意義というのが、そのときにあれば、ちょっとでも変わっただろうし。それなのに、いきなり寝耳に水で廃園ですと言われて、すごい何か、悔しかったなという。

前市長の、これを言ったらあれですけど、この、さくら保育園を私物化じゃないですけど、何か、切り捨てられたような感じがすごいたなというのが、すごく思ってます。

ただ、やっぱりあるのは、在り方の委員会で、最短のスケジュールを組んでいただいているというので、このスケジュールが出たときに、白井市長のXとかも見て、それで、出た瞬間に見たんですけれども、最短という気持ちじゃないですが、そういう意見があったというのを全然分からなかったんですけど、これを見た瞬間、まだ遅いなと、やっぱりちょっと思っちゃったんで。

令和6年、今年、令和7年5月で答申やって募集が開始されたとしても、多分令和8年になるじゃないかと。そうなったら、令和6年、今が一番下の子が年少さん、来年が年中、募集開始のときは年長なんで、そのときには、年長と今の2歳児クラスの二つの世代しかいない。となったら、もう、ほぼほぼ廃園状態になっているような状態なんですね。

異年齢も3クラス、3クラスの多分1クラスだけになっちゃうだろうなと。2クラスあるかもしれないですけど、年長、年中だけで終わる状態。そこから廃園が回復できるかといったら、ちょっと。ちょっと不安だなというのがあるので、この在り方委員会は、あってしかるべきというか、ぜひ、やっていただきたいんですけども、何か、同時並行で皆さんもおっしゃっているように、採用であったりとか、そういう何か別の対策を加えて打っていただきたいなという。

ここの文面では、難しいです、しか書いていないので、今もやっていますとか、こういう対策も今後もあり得ていきますみたいな、そういう答えを市からもいただくと、こちらも励みになると思うので、何かそういうプラスのアピールを、もっとしていただきたいなというのと、例えば、さくら保育園でも、何か、例えば0歳、1歳、2歳をまとめて見るような小規模保育じゃないけど、そんな、ちょっと部屋の的に難しいかもしれないですけど、そういうふうな、ちょっとクラス編制を行うであるとか、ちょっと今の保育士さんとか子どもさん、預かっているお子さんとかにも、ちょっと負担はあるかもしれないですけど、それならばちょっと少人数でも募集開始できるかなみたいな、そ

ういうめどがあれば、ちょっとそういう解決方法を、模索をずっとしていただきたいなと思ってますので、ちょっと。

先生が足りないからできませんじゃなくて、足りないながらも、どうにかやっていきますみたいな、そういう何か別の対策を打つ。条例で、お金が決まってますとなったら、追加で補足で条例を付け足せますみたいな、何かそういうのもいいんですけど、ちょっと裏技じゃないですけど、何かほかの方法があればいいなとは思ってます。

これからも子どもは生まれてくるし、ちょっと、やっぱり、いい町だとは思っているので、赤ちゃんもいっぱいいますし、中央線沿いですし、すごいベッドタウンとしていいとは思うんで。市としては、ちょっと小さいですけど。

なので、ちょっと何かそういうのを考えていただければいいなとは思っています。全然、質問じゃないんですけど。そういうのを、ちょっと思いを伝えたかったなと思うんで。すみません、以上です。

○白井市長 ありがとうございます。最初のほうにおっしゃっていただいた、もう何十年と、この保育園をどうするという議論がなされてきたというのは、私も、市議会議員自体は10年もやっていない立場ではありましたが、今から7年ぐらい前から、その保育園の問題とに取り組み始めたときに、過去の経過を含めて、いろいろ見てまいりました。

やっぱり経過を考えますと、さっきおっしゃっていただいたように、どこかの段階で、それこそ公立保育園の役割や在り方をしっかりと定義をする議論があって、その上で、場合によっては、公立保育園5園、そのまま維持じゃない議論に、結果になったかもしれないですけど、何か、こういう、私が言うのも何ですけども、ある意味、ちょっと前市長による廃園の話の出し方というか、そこが、あまりにもちょっとひどかったなという、これはひどかったというのは、私は今、市長ですから、もう、おわびを申し上げるしかないんですけども、あんなやり方になってしまっていたということだと思っております。

すこやか保育ビジョンの議論も、私も、もう、二十何回あった議論も、ほぼ毎回、傍聴、市議会議員として傍聴しておりましたので、非常にじくじたる思いでした。あのときはですね。

あの議論をするときにも、公立保育園の在り方を、役割について、あの中で一緒に議論するんだよねというのは、もう、あの議論が始まる前から、担当課とは、そういう話を当時やっていたんですよね。もし、そこで位置づけられなかったら、もう一回やるこ

とになるよというのも、実は言っていたんですね。

結果的には、その話は持ち出したものの、その検討会議の中では、うまくそういう議論にならなかったということも踏まえて、残念ながら公立保育園としての役割、やり方を、しっかり議論し、定義するというにはならなかったわけです。これも、大変申し訳ありませんでした。

ですので、改めて、このタイミングにはなりましたが、私も、だから、昨年も実は、実はというか、皆さんご存じのように、これはもう、条例を議会では提案していたんですけどね。そこでできていれば、あまり、たればの話をして仕方がないんですけども、1年経過をして、このタイミングで、もっと結果の検討が早くなっただけではないかと思いますが。ただ、もう、過去に戻りませんので、今、ここに置かれている状況の中で、これからどうしていくかということを我々は考えていくと思いますので。

スケジュールについては、やはり、しっかり議論をしないといけないということも踏まえて、ただ、あまり長々とやられていけないということもあって、実は、いろんな方々から、こんな議論、2年、3年かかるんじゃないのとも言われておりました。ただ、その中で、我々としては、どこかでしっかり線を引かないといけないということで、令和7年の、少なくとも令和8年の募集をどうするかという、そこに、しっかりとひもづけることができるようなスケジュールとして、何とかこういうスケジュールを組んだ次第でございます。

いろんな、今の状況においてもできることを、何か模索はしてほしいというご意見をいただきましたので、それはそれとして、ご意見として受け止めたいと思います。

○中島保育課長 すみません、一応、予定時間の終了が近づいていますので、まだ、ご質問等、ご意見等がある方、挙手をお願いします。

人数を確認させていただいて。6名ですね。じゃあ、順番に、じゃあ左端の方から。

○参加者 質問というより個人的な意見になってしまうんですけども、私の子どもは、特別支援が必要な子どもです。昨年、小金井市のほうと、本当に保育園のほうのおかげで、さくら保育園に入園することができました。

やはり、そのとき感じたのが、民間の保育園ではもう、門前払い、検討の余地もないということと、実際に入ってみて、加配の職員さんも必要ということで、もう、ものすごい人数の人たちと予算を、子ども1人で割っていただいております、本当にそれに関して、もう、本当に、ものすごい感謝の思いでして、本当にありがたく思っています。

す。

近隣の市と比べても、本当に小金井市は柔軟に受け入れてくださったなというふうに感じております。

そういったことと、本当にお金がかかるということと、去年の説明会で建設費の費用、民間の場合と公立の場合で、都と国の助成が大分違うというようなお話もありましたので、本当に個人的な意見としては、公立保育園が減少するというのは、もう、致し方ないのかなというの思っています、ただ、そういった本当に障がいとか医療ケアのある子のマイノリティーの受入れというのが、民間ではなかなか、やはり進んでいないので、その施設が減ることによって、全体的な枠が減ってしまうというのは、本当に避けていただきたいというのが個人的な意見であるので、その在り方検討委員会のほうでも、そういった子たちのことを忘れずに検討を進めていただければというふうに、本当に個人的な意見ですみませんが、思っていますので、よろしくお願いします。

○白井市長 ありがとうございます。公立保育園の役割の中で、近隣の自治体では大体どこも、そういう、しっかり過去の議論として、しっかりアウトプットとして方針を残しています。

どこの自治体を見ても、やはり、そういう障がいがある子を含めた、いわゆるセーフティーネットとしての役割というものが、一番、第一義として掲げられています。

民間保育園の方々から、逆に、そういう言われたりするんですけども、やはり公立保育園の役割として、一番そこは重要なポイントでもあると、私は認識しております。

ただ、一方で、公立保育園だけで、そういう保育をするということを前提にするのも、ちょっと違うなとは思っております、公立保育園がそういうセーフティーネットとしての役割もありながら、中長期的には、やっぱり民間保育園も含めて、いろんな多様なお子さんの保育ができる環境をつくっていくということは目指したいとは思っております。ご意見として受け止めさせていただきます。

○中島保育課長 続いて、後ろの男性の方。

○参加者 ちょっと今、加配の話、ちょっとしてしまして、私の子どもも、実は加配を受けております。現実問題として、民間の保育園、ほぼ全て断られました。何かあったときは責任が持てませんか、そういった負担が大きいようであれば、そこはもう、すぐに来てもらえなきゃ困りますと。当然、行くつもりではいるんですけども、そんな中、事実上、断られているのが現状でした。

そんな中、こちらでは、温かく迎えてくださって、あと、子どもの様子を見ていると

分かるんですけども、保育士さんの質がすごく高いというふうに思っています。これに関しては、子どもが喜んで保育園に行くということ自体が、もう、その証左だと思っています。

そんな中、今のお話を聞いていますと、保育士さんの確保ということに関しまして苦心していらっしゃるというのは現状あると思います。俸給表を変えろですとか、採用枠を大きくしなさいというのは、なかなか難しいところだと思うんですけども、例えば、今できることとしまして、会計年度付職員の待遇の改善ですとか、そういったことも条例で決まっている部分、条例ですので、条例改正できないかなど。これは一問一答ということなので、できませんかという問いになるのかと思いますけれども。

この前、会計年度任用職員、小金井市、募集がありました。そのときに、隣の社会福祉法人、小平での社会福祉法人との時給でも100円の値で違っていました。そっちのほうが高いんですね。せめて同じ、もしくは、もうちょっと上、もしくは、そういった担当を持たせるのであれば、そういった手当も含めて、やっぱり気持ちだけではなかなか人間は動きませんので、そういった役割づくりというものを検討していただけないかなど。一問一答ということであればいただけませんでしょうかという形で、ちょっと問いを終わらせたいんですけども。

これに関しては、その在り方委員会の、これをやった後に、また枠組みをつくるのではなくて、先ほどもちょっといろいろ意見ありますけれども、そういった部分と並行して、これは別に枠組み関係なく、保育士さんの処遇改善ということも含めて、それは並行してちょっとやっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○堤子ども家庭部長 ありがとうございます。僕は子ども家庭部長なので、処遇改善を求める立場です。

26市の中でも、どういうふうに処遇の改善ができるかというのを、人事の当局とも交渉しています。

ただ、一方では、僕がそういうふうに訴え、保育課長のほうも、こういうふうに他市との処遇改善とかの中でできないのかという話を人事と、職員課とする、職員課長とする。その中で、あえて反対側の立場を言うと、その処遇については均衡の原則というのが打ち立てられていまして、小金井だけ高いということは、ちゃんと全体の国や都からのお金のやり取り、この場合は小金井は不交付団体なので東京都がメインになりますけど、そこでしっかり削られてしまうとかという影響が出て、全体の帳尻として、どうな

んだということになるわけですね。

処遇改善が必要である、実際にそれだけ大変なお仕事なんですよ、と僕は思っています、命を預かっていて。しかも、明らかにかつてと比べても大変。今日なんかで言うと、僕の思いとしては、さくら保育園のみんなに顔向けできないな、どうして、こう負担をかけているんだということになりますし、在り方の検討会は必要だとしてやってきますけど、それが現場を振り回してしまっているよな、という思いもあります。

でも、だからこそ、そういうのは減らして安定した保育ができる、いい環境をつくりたいということ、その中には処遇を最大限確保するということがありますので、役所としての難しさを人事当局も抱えているんですが、そこは粘り強く、僕としても努力をしていきたいと思っています。

○中島保育課長 まだ、ちょっと、一度も発言されていない方、前にお座りの方。

○参加者 ありがとうございます。ちょっと、全然見当違いのことを言ってしまったら申し訳ないんですけど、今、私の子どもが年少さんに、今年の4月からなっていて、あと3年間しか、ここにはいない予定なんですけど、スケジュールを見ると、先ほども話があったときに、最短で令和8年ぐらいから、新しく入ってくる園児がいるんじゃないかぐらいの多分スケジュール感だと思うんですが、今いる身としては、もう、今いる園児がいる間に、何か変わるかわからないかというのが、ちょっと。そこだけを聞きたくて。

以前、市長さんが、白井さんが新しく市長になられた際にも、この条例改正のやつを出したんですが駄目でしたというお話を説明会でしてくださったときに、希望がある感じの言い方をさせていただいたんですが、じゃあ、今後、本当に変わるんですかとなったときに、今はちょっと難しいですというお答えをいただいたんですね。

そのときに、ああ、もうこれは覚悟を持って、このまま段階的縮小がある、この園で過ごすのであれば覚悟を持とうと自分では思っていたんです。今回の判決で、また希望が出てきちゃっていて、じゃあ、また人数が増えるのかな、また新しい保育が期待できるのかなと思ってしまったんですけども、ちょっと今日のお話を聞いていると、いろいろと問題があるのはもともとあるので、難しいというのはよく分かるので。

ただ、すごくポジティブに、前向きに問題解決をしてくださっているというのは、すごく分かるんですが、あと3年しか、子どもはいなくて、それも減っていつている。去年、年長さん、3月まで年長さんで子どもがいたんですが、年長さんのクラスがごそつと抜けただけで、すごく雰囲気は暗いんですね、今、もう。上のクラスしか、ほぼ使わ

ない状態になっていて、クラス2クラスだけになっていて、子どもはまだ、すごく楽しく行っているんですけども、すごく経験者の先生方も複数人、辞められてしまって、結構雰囲気が大分変わったなど。4月からちょっと、やっぱり、こうなっていくんだなみたいところがすごくあって。

それが改善されるかもって、少し思ったんですけど、今日のお話だと、やっぱりこの3年の間では改善は難しいんじゃないかというのが、私、今、感じていることなんですけど、公式的に言うのは非常に難しい問題かもしれないんですけども、ちょっと、できれば何かこう、頑張りますというのではなくて、多分難しいですというお答えになると思うんですけど、未来的なスケジュール感というか、今いる園児たちにとって、この3年とか4年の間に、下の子ができる、下から入ってくるよということが言えるか言えないかみたいなのを、ちょっと個別のご意見というか、思っているところをちょっとお伺いできればなと思って。

それで、ちょっと、やっぱり難しいよなというのを思っているんで、それでちょっと自分自身も、人数が増えるかもしれない、中長期的に見たらポジティブなほうに向かうかもしれないけれども、今いる、今、園児を預けている自分としては、じゃあ、やっぱり変わらないまま人数が減っていくのかもしれないと思いながら、やっぱり子どもに対しても対応していきなさいいけないかなと思うので、ちょっと、その見通しというかだけ、ちょっとお伺いできればなと思います。

○白井市長 非常にお答えしづらいところではあります。ただ、議会でも、今回の在り方検討委員会の設置条例の予算を提案して、質疑を、結構出たんですけども、やはり、ここで私として申し上げたこととしては、やはり5園を維持するのはかなり困難ですということは、もう、議会でも述べさせていただきました。

なぜという話は、もう繰り返しいろんなところでもお話もさせていただいておりますので、ちょっとそこは割愛をいたしますが、もう、それが正直、現状であるということには言わざるを得ないんです。じゃあ、何園残せるかというところにフォーカス、いずれフォーカスしていくのかなと思います。

ですので、本来ここで、いいお話ができればいいんですけども、そういうお約束は正直しづらいです。かといって確定しているわけではないんですけど、一旦、ちょっとここまで廃園の方針の中でも掲げられ、段階的縮小が進んでいる現状がありますので、我々としては、今後安定的に小金井市として、公立保育園の果たすべき役割を果たして

いくために、本当に何園残して運営することができるのかというものを、改めてしっかり課題と共に整理をしないといけないと思います。

ですので、現段階では述べられるのはそこまでです。

○参加者 ありがとうございます。

○中島保育課長 後ろで、2回目で手を挙げていただいている方。

○参加者 すみません、お時間をいただいてありがとうございます。

質問は2点でして、ちょっと先ほど、私が質問したことに対する市のご回答で、ちょっと論点がずれているかなと思ったので、そこは質問ではなく指摘という形にさせていただきたいと思います。

先ほど、市長と堤部長のほうから、廃園条例を元に戻すための条例が必要であると。廃園条例を元に戻すというか、元の状態に戻すための条例を出す必要があるというふうに考えているというお話だったんですけども、戻す条例というのは、そもそも必要ないと思うんですね。

何でかという、廃園条例というのは無効なので、廃園条例というのは、出る前の状態になっているわけですね。ということは、今、どういう状態かという、先ほども保護者からありましたけど、民営化するのকাশないのかとか、言っている状態に戻ったということですね。タイムマシンがあれば、ドラえもんのタイムマシンで、その状態に戻ったということですね。

ということは、市がやらなきゃいけないことは何かというと、在り方検討委員会の設置ではないんじゃないですかね。募集をすることなんじゃないでしょうか。そもそも、その論点がずれていると思います。

私たち、さくら保育園の保護者の中から、募集再開をとにかくしてほしいという意見が上がりました。父母会としても要望書を提出させていただきました。先日回答が返ってきました、その中で、私たちは2年も3年も待てないから要望書を出したんですけど、その中の回答で、0・1歳児受入れのための保育士の安定的確保ができないから、募集再開ができませんという回答でした。

じゃあ、保育士が足りないことが今、保護者の中の質問の回答でもありましたけど、じゃあ、何で保育士が足りなくなったのかということを考えなきゃいけないと思うんですね。昨年度の説明会の中で、堤部長と白井市長が何て説明したかという、市長は、廃園案が出た後、マスコミの報道などいろいろあったので、その影響しているんじ

やないかと思っているというふうにおっしゃいました。

この市長の見解は、先ほど保護者から出た、廃園が決まっている市に来たいという保育士はいないんじゃないかという指摘と、私は合っていると思います。じゃあ、どうしたらいいのかということを考えなきゃいけないと思うんですよね。

在り方検討委員会のスケジュールを見ていると、在り方検討委員会の中に、10月に「5つの課題」について市民ワークショップで検討すると。その「5つの課題」の中に保育士不足があると書いてありますけど、もう、これは原因が分かっているじゃないですか、市は。

廃園案というのを出して、公立保育園をなくしていく方向ですよということを行ったから、保育士が集まらなくなったわけですね、現状として。産休代替も集まりません、育休代替も集まりませんと保育課長はおっしゃいましたけど、それがいつ頃からかといったら、部長が昨年度の説明会で説明したのは、廃園案が出た時期と、かぶりますと言ったんです。記録を取っていますけど、私。

ということは、その「5つの課題」のうちの一つ、保育士不足の原因なんて、もう分かっているんじゃないですか。何でこれをワークショップで市民に、この課題はどこにありますかねなんていうのを、時間をかけて議論する必要があるんでしょうか。

保育士不足が解消されれば募集が再開できるんですね。募集が再開されて、子どもたちが公立保育園に戻ってくれば、市は、ちょっとそれは困るかもしれないけれども、改修もしなきゃいけなくなってくるし、建物に対してもお金を使わなきゃいけなくなりますよね。だって、子どもがいるんだから廃園にはできないじゃないですか。

根本的に優先順位が違うんじゃないかなって感じます。

保育士不足の解決策を3月かな、令和7年の3月に検討すると書いてあるんですけど、何で市民に投げるんですか。市の施策の失敗が保育士不足を招いたんですね。そうしたら、そこは、やっぱり市は廃園条例を撤回しますって、元の状態に戻して募集を再開しますというふうにするのが筋だと、私は思います。そこが根本的に違うんじゃないかなと私は思っています。

保育士不足に関してですが、現在、さくら保育園の2歳児は9名空いています。ということは、0・1歳児が募集できない状態ではありません。ないと思います。そういう状態ではないと思います。たくさん、枠いっぱい集めることはできないにしても、若干名であれば募集ができるはずですよね。なぜ、そういう情報を出さないんでしょうか。

できません、できませんという前提ではなくて、今、さくら保育園だったらどういう現状で、9名空いているんだったら募集はできるはずだと、客観的に見て思うんですけど、そこはちょっとおかしいかなと思っています。

質問ですが、今までの指摘なので見解の違いというのは誰にでもあるので、別に回答はいいです。在り方検討委員会なんですけど、設置するのはいいと思うんですけど、この権限はどれぐらいのものなのか。アンケートを取るといふふうにありますけれども、具体的にどのように市の政策に反映されるのか。というのが、ちょっと分からないなと思いました。

あと、児童の声を聞くことで子どもの権利に配慮しますということですが、児童というのは一体誰なのか。例えば中学生とか小学生であれば、あまり意味なくて、今、保育園に通っている、公立保育園に通っている子が、どのように感じているのかを聞き取らなければ意味はないかなというふうに感じます。

今回のこういった説明会を開催する予定が、市としてあるかどうか併せてお伺いします。以上です。

○堤子ども家庭部長 指摘のところは見解が違うところがあると思うので。ただ、1点だけ。

廃園のというか、段階的縮小の方針とか、この間の経過が小金井市の保育士採用に影響を与えているというのはあり得るとして、ただ、単に撤回をしても、その後、どうなるかは、やはり不安である。不安的なんてことになりますから、答えは、在り方をきちりつくって、その方向性で保育環境を力強く整備するということを打ち出すことであらうと思っています。やっぱり、そこをやっていないと。

募集についても、そういう意味では、在り方検討委員会の中で、どういう募集方法がいいかアイデアとかをいただいて、何より大事なことは、そういう意味で在り方が定まっていくことだと思っています。

在り方検討委員会の権限はどうか、これは答申をいただいて、在り方と課題をどう乗り越えていくという組合せになっているかというふうな考え方をまとめていただいて、答申をいただく。市は、その答申を最大限尊重していく。市長が設置する審議会でするので、そういった形で答申、考え方をまとめていただく。

それに対して市長が、行政としての判断をして条例を出していくということになります。

ですので、答申を尊重するということにはなりますけれども、その、在り方検討委員

会の権限はどこにあるのかというと、市長の諮問に応えた公式の答申を出すということだというふうに申し上げます。

児童とは誰かというのは、まず、一番大事なのは、その公立保育園に通っている児童です。児童は、どういうふうに、自分たちが過ごす保育の場を感じているか。どうだったらいいと思っているかということだと思います。子どもの権利条約でいうと、意見のことは自由と訳されますけれども、そういう意味では、年少のお子さんですから、こうしたいとかというのものもあるかもしれないですけど、まず、どう見えているか、感じているかということろを拾い上げることが大事なんだと思っています。

それから、次回の説明会について、今予定しているのは、資料の二つ目のほうに書かせていただきましたけれども、答申が出て、新たな答申として現方針を書き換えるという形になります。それについての説明会と思っているんですが、さらに答申を踏まえて、保護者の皆さんがどう感じるかということもあるところだと思うので、説明会、最低限、新たな方針の説明会は必要だと思っているんですが、さらにご意見を伺ったり、説明をする場が必要かというのは検討課題だと思っているというところです。

○中島保育課長　じゃあ、次の方。

○参加者　質問一つと意見一つなんですけれども、まず質問が、今回の判例で、廃園条例、そもそも設立の要件を満たしていないということで無効という判断をされたんですけれども、逆に今、さくら保育園、0歳児、1歳児、募集していないですけど、その廃園条例が無効とされた今、募集しないとできる根拠は、逆にどこなのかなと思って。

今まで、市の説明では、募集できないのは廃園条例があるからできないよという話だったんですけれども、実際今、無効になっているのであれば、逆に募集しないとイケないんじゃないかなと思ってまして、西岡前市長のときに、廃園条例設定の前に、たしか募集を1回ゼロにしたんですよね。そのときに、市の公立保育園の根拠となる条例がある以上、市の採用で募集をゼロにしたら実質廃園になるから条例の意味がないのではないかという意見が出て、それが撤回されて、また募集は再開されたという経緯があったと思うんですけれども。

それと今回、状況は全く一緒、廃園条例自体はそもそもないものとされているので、一緒だと思うんですけど、今回、募集しないと云える前回との違いというのは、どこにあるのかというのが、まず質問です。

あと、ここからは意見なんですけれども、やはり、さくら保育園を存続できるように

議論を進めていってもらいたいなと思ってまして、保育士確保の問題もあると思うんですけども、0歳児、1歳児の定員マックスではなくて、最初は3人ずつとかでもいいと思いますし、原告の子を1人受け入れるのであれば、逆に言えば、そのクラスに、あと2人は見れるんじゃないかなと思っていて、そういうところも何か全然、どちらかというとなんか廃園するために市はいろいろ言ってくるんですけども、存続させるための議論になっていないんじゃないかなというふうに思ってます。

うちも、上2人がさくらに行って、下のこの子が、さくらでは受け入れてくれないということになったので、もう、仕方なく、本当は転園させたくなかったんですけど転園させました。この子を入れる保育園を探すに当たって、複数、五つも六つも園を見たんですけども、やっぱりさくら保育園の先生の、先ほども出ましたが質が高いというか、やはり50年ぐらい、この保育園続いていると思いますし、そのノウハウがちゃんと受け継がれていると思いますし、やっぱり先生たちの経験年数も高い。

やっぱり存続しながら、在り方検討委員会、すごい大事だと思うんですけども、やっぱり存続させながら同時並行でやっていかないと、何が怖かって、やっぱり、今は先生方は、さくら保育園の子どもたちを見てくださっているからいいですけども、この廃園が決まっているような園で、実際もう、流出してもおかしくないのかなと思っていて、やっぱり、さくらの先生方というのも小金井市の、言ってみれば本当に財産なので、そういった面でも、やっぱりその存続を考えてもらいたい。

この先生方がいなくなったほうが、市としてはすごい損失を受けるということも、しっかり考えてもらいたいと思います。予算がないと言うんですけども、予算はしっかり市が取ってもらって、ちゃんと建て替えて、さくら保育園を健全に運営していただければと思います。

以上になります。質問のほうの回答だけお願いします。

○堤子ども家庭部長 採用できない根拠、どうしてできないかという部分は、結局、保育体制が確保できないからになります。その上で、条例を元に戻しても保育体制が取れない、その人数で募集ができるかというところには直面するんですけども、条例だけでもというところ恐縮なんですけど、条例は元へ戻すべきかというところから検討して、実現できない定数になる条例を上げることはどうなんだという、役所内では強い疑義が入ったということなんです。

ですので、今、判決としては原告に効力は及ぶ、原告以外には直ちに法的に生じない。

逆に言うと、でも、無効である、専決された条例は無効であるという考え方は示されています。

ただ、我々は結局、保育体制が取れないので、その募集はできないというふうに考えているわけですので、おっしゃるとおり、1クラスだけでも何とかできないのかということを含めてだったわけなんです。根拠は、保育体制が取れないからということが理由になります。

○中島保育課長 最後、次の方。

○参加者 私からは、今回のこういった説明会の今後の在り方についてのことなんですけれども、今、話にありましたように、私たちの子どもは、ほかの園に転園しました。当初、この説明会も、在園児だけを対象にメールが来て、その後、やっぱり転園とか卒園した方も対象にしますということで、そんな連絡が最初に在園の人たちにあっただというのは、すごくびっくりしたんですけれども。

最初の説明でも、堤部長が言われたように、今回のこの答申とかをやるに当たって、一番私は、今までやってきた答申の中で難しいんじゃないかという話をされてたように、すごく大事な問題だと思うんですね。なのに、何でそれを、この保育園の保護者だけで終わらせるのかなというのが、これは前々から思っていたんですけれども、もっと、この地域住民の人とか、ほかの市民とかにPRというか、こういう説明会をやりますよとか、そういったことを市のホームページとかでも載せるべきじゃないかなと思っていて、転園とか卒園したら、こういったメールも来なくなるので、そういった人へ、説明会に参加したいという保護者に対しての配慮は、どうしてくれるのかなというのが、すごく今、疑問で。

せめて5園にいる保護者にメールするとか、市のホームページに、こういう説明会をしますよということ、もっとアピールというか、お知らせしたほうがいいんじゃないかなと、そんな大事な問題を、堤さんも分かっているような大事な問題を、何で、こんな保護者だけと、市、保育課とかだけで検討をずっとしているのかなというのは、前々から疑問に思っていたので、もっと市民とか、卒園、転園した人の意見も聞けるような体制を、今後もつくっていただきたいと思うんですけれども、どうなるのかなというのを教えていただきたいです。

○参加者 ごめんなさい、私、4月1日も在園するので、私のところにはメールは来たんですけど、転園した方にはメールが行かなかったことについて、保育課に私が問合せしました。

転園した方にも説明を聞く権利があるんじゃないかということを、かなり強く申し上げて、すみません、強く申し上げて、その次の日かな、多分メールが行ったんですね。そのときに私がお話ししたのは、市全体にも影響があることなので、市民への説明はどうされるんですかと、そこも併せてきちんと回答してくださいということをお話ししたはずなので、保育課には伝わっていると思いますので、ぜひ、教えてください。

検討内容とか、結果も含めて、多分知りたいんじゃないかなと思います。

○堤子ども家庭部長 まず、転園される方についてのご案内が、当初考えていなかったことは申し訳なく思っております。申し訳ありません。

説明会のときは最短で入れようというほうにだけ頭が行っておりまして、その中で、お電話もいただきましたし、あと、議会とかでご指摘もいただいて、そこは強く関係するからということで追加になってしまったんですが、ご案内したところですよ。

最初、とにかく説明会を急いでやらなければと。市長の予定も最短で確保しなければと。なって、そういうふうな段取りになったこと、申し訳なく思っています。

今後の説明会についても、そういう意味で、特に今回ご案内したような方々については、続きはどうなるんだろうということにもなってきますので、ご案内が必要かなという考え方を持っているところです。

それで、市民向け、一般の市民向けの説明会をどうするのかというところは、恐縮ですが、今現在、考え方は持っていません。ただ、前回、方針の説明会は市民向けもやっているという話がありますから、在り方の検討自体が、保護者の方、また公立保育園を中心にしながら、民間の保育園とか、子ども施策とか、全体に及ぶことになりますよね。ですので、幅広い市民参加が必要だという考え方を持っているもので、幅広い市民の方に、この議論が幅広い問題が絡んで、どうなっていくのかということ、少なくとも、特にどうなったかということについては、お知らせをしていく必要があると、もちろん思っています。説明会をどういう形でできるかということは今、これからさらに、在り方検討委員会も始まったところで検討していくということになりますけれども、広くお知らせしていく必要があるんだということは、そういう認識を持っていますので、それも踏まえて、どういうやり方がいいかは、広くお知らせできる方向で考えたいと思います。以上です。

○保育課長 すみません、ちょっと終了時間を、延びてしまって大変申し訳ございませんでした。本日の説明会は以上で終了とさせていただきます。

こちら、冒頭に申し上げましたが、本日、録音した記録、こちらを基に今後、市のホームページ等にも会議録をアップしていきますので、ご理解をいただければと思います。
本日はご参加、誠にありがとうございました。

閉 会